

奈良県告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十三年一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 解除予定保安林の所在場所 吉野郡上北山村大字西原一〇五五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源のかん養

三 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県農林部森林整備課及び上北山村役場に備え置いて、縦覧に供する。）